

令和6年11月18日

戸田市長 菅原 文仁

プロポーザル方式業者選定説明書

下記契約の業者選定をプロポーザル方式により実施しますので、このプロポーザル方式業者選定(以下「選定」という。)に参加する意向がありましたら、下記により必要書類を作成し、提出してください。なお、選定への参加に当たっては、必ず、選定に係る告示を確認し、内容を熟知の上、行ってください。

また、選定の参加に必要な書類については、この説明書の末尾に記載してある本市ホームページの契約を所管する課のページから所定の様式を取得してください。

記

1 契約の名称、履行期限等

- (1) 名称 魅力PR冊子作製業務
(2) 場所 戸田市内
(3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
(4) 支出限度額 金13,918,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 契約の内容

- (1) 目的 本市の魅力発信ツールとして「るるぶ特別編集戸田」を平成27年に発行し、令和元年度に1度改訂を行っている。

前回の改訂から5年が経過しており、この間、新型コロナウイルス感染症の影響による市内産業の変化や市民生活の行動変容などが生じ、現代を捉えた発信ツールとして効果的な媒体となるよう掲載情報の更新等が必要としている。

当初作製時は、主に「市内の観光スポット」や「魅力的な店舗」、「イベント等の観光情報」を市内外に発信していたが、市の重点施策や拡充されたふるさと納税の返礼品など、「地域の魅力」を掲載することで、まち全体の魅力を知る機会を提供する。

本冊子を通じ、「訪れたいまち」として潜在的な市の魅力をさらに引き出し市外へのPRを強化するとともに、「住み続けたいまち」として市民の郷土愛のさらなる醸成を図ることを目的に、新たな魅力PR冊子を作製する。

- (2) 業務内容 魅力PR冊子の作製

- ・企画立案、撮影、デザイン、コピーライト、レイアウト、編集、校正、印刷、梱包、納品、工程管理等、作製に必要なすべての作業を含むものとする。
- ・市内の魅力発見をテーマに、様々な角度から戸田市をブランディングすること。
- ・市内外の人が市内の観光スポットや魅力的な店舗、施設、イベント等を楽しみ、戸田市への愛着や興味が醸成されるような仕組みを構築すること。

配送

- ・作製した冊子を掲載店舗、施設などや市内全戸への発送・設置を行う。

(3) 規格

色 数：フルカラー

発行部数：9万部

用紙等：表紙及び中面は同様の用紙を使用し、古紙再生の阻害要因となる材料等が紙及びインクともに使用されていないこと。

その他：印刷物のほか、レイアウトデータ（PDF形式）、配置画像データを提出すること。

(4) その他

- ・資料収集や取材・撮影等、本業務に必要な事項は受注者が行い、戸田市は受注者の業務遂行に協力するものとする。

- ・著作権は戸田市と受注者との共同保有とする。

(5) スケジュール

令和7年2月 契約締結
 令和7年3月～ 取材・編集
 令和8年2月 印刷
 令和8年3月 納品・全戸配布

3 参加表明書の提出方法等

(1) 期間 令和6年11月19日 午前9時00分から
 令和6年12月2日 午後5時00分まで

(2) 場所 戸田市環境経済部 経済戦略室 地域魅力創造担当
 〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号

(3) 方法 メール、郵送又は持参 所定の様式にて期間内必着

(4) 提出資料 所定様式の書類に加えて、以下のものを提出すること

- ・登録簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し
- ・直近の決算書の写し
- ・実績が分かる書類（契約書の写し等）

(5) 選定基準

参加表明書が提出された後、当該提出者の中から提案書の提出を要請する者（以下「要請者」という。）を選定します。要請者の選定方法については、以下に記載の提案書の提出者を選定するための基準（以下「選定基準」という。）の要件を満たした者を要請者として選定します。また、要請者を選定するための選定項目、選定内容、提出資料及び配点は次のとおりです。

ア 選定基準 次に定める選定項目における得点の合計が 4 点以上の者

イ 選定項目等（配点8点）

選定項目	選定内容	提出資料	配点	得点
企業の類似契約の実績	過去3年間に類似（ ）の実績が5件以上ある。	契約書等の写	5	/5
	過去3年間に類似（ ）の実績が3件以上ある。		2.5	
	過去3年間に類似（ ）の実績が1件以上ある。		1	
	ない。		0	
入札参加資格	戸田市入札参加資格（区分：物品）を有している。	-	1	/1
	していない。		0	

選定項目	選定内容	提出資料	配点	得点
地理的要件	本店、支店、営業所の所在地が市内にある。	-	1	/1
	本店の所在地が埼玉県内にある。		0.5	
	上記に該当しない。		0	
経営基盤の安定性	直近の決算が赤字決算でない	決算書の写し	1	/1
	赤字である。		0	
入札参加停止措置の有無	過去2年度間に戸田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けた。	-	-1	/-1

(注釈) 観光・プロモーションを主とした内容の冊子作製業務又は同内容の既存冊子の改訂・増刷契約とする

4 提案書及び参考見積書の提出方法等

- (1) 期間 令和6年12月9日 午前9時00分から
令和6年12月16日 午後5時00分まで
- (2) 場所 戸田市環境経済部 経済戦略室 地域魅力創造担当
〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号
- (3) 方法 郵送又は持参 所定の様式にて期間内必着

5 評価基準等

(1) 評価点の算出方法

提出された提案書のうちから契約について最適なものを特定するため、プロポーザル方式選定委員会において、以下に記載の提案書を評価するための基準(以下「評価基準」という。)に基づき提案書を審査し、評価点を算出します。算出後、評価点の最も高い提案書について、契約について最適な提案書として特定します。なお、提案書と同時に提出された選定において参考とする見積書(以下「参考見積書」という。)に記載の見積価格(以下「参考見積価格」という。)については、評価の対象には含まれませんが、参考見積価格が支出限度額の制限の範囲を超える場合は、当該提案書を無効とし、評価点の算出は行いません。

(2) 特定者の決定方法

契約について最適な提案書として決定された提案書の提出者を、特定者として決定します。

において、評価点の最も高い者が2者以上あるときは、参考見積価格が最も低い者を特定者として決定します。また、参考見積価格についても同額のときは、くじにより決定します。

(3) 評価基準

提案書に記載された内容を添付資料及び各種データ等により確認して評価(採点)します。また、ヒアリングを実施する場合は、ヒアリング内容についても評価の対象となります。提案の評価項目、評価基準、提出資料及び配点は次のとおりです。

ア 実施方法及び内容(配点30点)

評価項目	評価基準	資料及びヒアリング	配点	得点
実施方法	事業の目的及び仕様に沿った実施方法になっているか	提案書	1~5	/5
構成内容	表紙が手に取って見たくくなるような構成・内容になっているか	提案書及びヒアリング	1~5	/20

評価項目	評価基準	資料及びヒアリング	配点	得点
	掲載されている情報が興味・関心を喚起し、訪れたいような内容・構成となっており魅力が十分伝わるものとなっているか		1~5	
	掲載されている情報がまちの魅力の再発見につながり、住み続けたいと思ってもらえる内容となっているか		1~5	
	掲載される店舗・施設等は市の魅力をPRするのに十分な数を載せることができるか		1~5	
実施内容の独自性	その他、本事業の成果を高めるための独自の提案・工夫が見られるか	提案書及びヒアリング	1~5	/5

イ 実施スケジュール（配点5点）

評価項目	評価基準	資料及びヒアリング	配点	得点
スケジュールの妥当性	事業を実施するために妥当なスケジュールが設定されているか	提案書及びヒアリング	5	/5
	十分とは言えないが実施できる設定ができています		3	
	設定できていない		0	

ウ 実施体制（配点5点）

評価項目	評価基準	資料及びヒアリング	配点	得点
実施体制	事業を遂行できる体制を十分に構築できている	提案書及びヒアリング	5	/5
	十分とは言えないが遂行できる体制を構築できている		3	
	構築できていない		0	

（注釈）外注・再委託がある場合は、その内容も含む

エ 事業実績（配点10点）

評価項目	評価基準	資料及びヒアリング	配点	得点
類似の契約実績	過去3年間に類似業務（ ）の契約の実績が10件以上ある	契約書の写	5	/5
	過去3年間に類似業務（ ）の契約の実績が5件以上ある		3	
	過去3年間に類似業務（ ）の契約の実績が3件以上ある		1	
	実績がない		0	

評価項目	評価基準	資料及びヒアリング	配点	得点
配送実績の有無	類似業務において、発注者が指定する期間内に全戸配布又はそれに準ずる配送を行った実績がある	契約書の写及びヒアリング	5	/5
	類似業務において、発注者が指定する期間内に指定された複数施設等へ配送を行った実績がある		2	
	実績がない		0	

(注釈) 観光・プロモーションを主とした内容の冊子作製業務又は同内容の既存冊子の改訂・増刷契約とする

(4) 最低基準

提案書の評価に当たっては、対象契約の履行に必要な最低限の基準(以下「最低基準」という。)を次のとおり設定します。評価基準に基づく提案書の審査の結果、最低基準を満たさない提案書については、失格とします。また、すべての提案書が最低基準を満たさない場合は、「特定者なし」として選定を不成立とします。

最低基準 評価基準における評価点が2.2点以上であり、且つ、評価基準におけるアからウまでの各区分の得点がそれぞれ次の点数以上。

[ア：1.6点、イ：3点、ウ：3点]

6 選定に関する事項

(1) ヒアリングの有無

実施する 日程等はヒアリング実施通知書により別途通知する。

(2) 評価内容の担保

提案書は、契約内容の一部とし、発注者の指示により実施しない提案内容を除き、提案書にある提案内容はすべて履行確認の対象となります。受注者の責により提出された提案書の内容を満たすことができなかつた場合は、再度履行又は補修するものとします。再度履行又は補修が困難あるいは合理的ではない場合は、違約金として不履行となった評価項目の配点に応じた金額(配点1点を契約金額の1%に相当させた金額。)を支払うことを受注者に求めます。また、戸田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を行うことがあります。

(3) 虚偽の記載

当該契約の締結前に提案書等に虚偽記載が判明した場合は、その提案書等を提出した者は失格とします。契約締結後に提案書等に虚偽記載が判明した場合は、違約金として契約金額の5%を支払うことを受注者に求めます。また、戸田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を行うことがあります。

7 提出を求める提案書

提出する提案書の部数は8部(正本1部、副本7部)とし、提出書類は、A4サイズに揃え(折り込み可)、表紙(市所定の「提案書」)を1頁とした通し番号を付するとともに、全頁数(頁の例：1 / ~ /)を表示してください。なお、表紙以外は任意の書式とし、提出する提案書のうち1部(正本)については、表紙に所在地、商号、代表者職氏名等の必要事項を記載し、代表者印を押印してください。正本のほか複数部提出する場合のその他の部数の表紙については、商号等の記載・押印をしないでください。提案書については、正本の表紙を除き提出者名及びそれを類推させる内容(ロゴマーク等)を記載しないでください。正本の表紙を除く提案書に記載された内容により提出者名が特定される場合は、当該提出者は

失格となりますので、提案書の作成にあたっては十分に注意してください。

また、郵送で提出する場合は、発送後に所管課へ到着確認を行ってください。

8 提出を求める参考見積書

提出する参考見積書の部数は1部とし、所定の様式によるものとします。なお、参考見積書は封入封緘して提出することとし、封筒には「見積書在中」と明記し、宛先、件名、所在地、商号、代表者職氏名を記載の上、代表者印で封印してください。消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を参考見積書に記載してください。

また、郵送で提出する場合は、発送後に所管課へ到着確認を行ってください。

9 結果通知及び評価状況の情報提供

(1) 特定者の決定結果通知

特定者及び特定者とならなかった者の決定結果については、決定後、速やかに特定者決定結果通知書により通知します。

(2) 評価状況の情報提供

特定者決定結果通知日の翌日から7日以内(閉庁日を除く)を期限とし、提案書の提出者から自らが特定されなかった理由に関する情報提供について文書による依頼があった場合は、依頼のあった日から起算して7日以内(閉庁日を除く)に当該提出者の評価状況を情報提供します。なお、提案書が失格、無効等になり、評価点の公表対象とならなかった者には情報提供は行いません。

10 選定及び当該契約に関する質疑

(1) 期 間 令和6年11月19日 午前 9時00分から
令和6年11月25日 午後 5時00分まで

(2) 所管課 戸田市環境経済部 経済戦略室 地域魅力創造担当

(3) 方 法 任意の書式に件名、質疑の内容を簡潔にまとめ、電子メールで所管課まで送信
電話、ファクシミリ、口頭等による質問は受け付けない。期間内厳守

(4) 回 答 令和6年11月28日 午後5時までに所管課ホームページに掲載

11 無効又は失格の基準等

参考見積価格が支出限度額の制限の範囲を超えるときは、提案書を無効とします。

提案の実現性及び有効性の確認が出来ないときは、提案書を無効とします。

提出された提案書が不誠実(提案書のうち提案部分がすべて白紙又は「なし」等の記述のみの場合等)であるときは、提案書を無効とします。

提案書の内容が、発注者の定める最低基準を満たさないときは失格とします。

提出された提案書に不備があった場合、訂正を求めることなく、関係する評価項目の得点を与えません。ただし、ペナルティ項目については減点として計算します。

12 特定者の決定後の手続き

特定者の決定後、特定者の提出した提案書等の内容を踏まえ当該契約に係る仕様書を作成します。特定者は、仕様書に基づき見積書を作成し、提出することとなります。見積書提出等の契約に関する事項については、契約の相手方となる者に対して改めて通知します。なお、特定者の決定から契約の締結までの間に、特定者が戸田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、特定者としての決定を取り消します。

13 その他必要があると認める事項

提案書に記載された内容については、その後の他の契約において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとします。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではありません。なお、発注者は提

案内容に関する事項が提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとし
ます。また、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することはしません。

提案書の作成及び提出に要する費用及びヒアリングを実施する場合に要する費用は、
提案者の負担とします。

提出された提案書は、この選定以外に提出者に無断で使用しません。

提出された提案書は、返却しません。

提出後に提案書の修正は認めません。

提案書の提案内容に品質等に係る試験等を要するものがある場合で、その費用が発生
するときの費用は、提案者の負担とします。

受付締切後に到着した提出書類は受理しないので、郵便事情等を考慮し、余裕をもっ
て持参又は発送してください。不備を指摘された場合の再提出についても、特別の事情が
ある場合を除き所定の受付期間と同様とします。また、提出期限を過ぎて提出のない場合
は、選定を辞退したものとみなします。

1 4 契約を所管する課

戸田市環境経済部 経済戦略室 地域魅力創造担当

〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号

TEL：048-446-7329

URL(課のページ) <http://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/214/>

E-mail：keizai@city.toda.saitama.jp